

国立と医療と学会と

国立成育医療センター 佐々木昌弘

本誌の発行母体は国立医療学会です。

よく見ると、国立と医療と学会に分解されます。これら3要素の昨今の動向について考えてみます。

①国立

平成16年（2004年）の国立病院機構の独立行政法人化に続き、平成22年（2010年）にナショナルセンターも独立行政法人化されることが、先の国会で決定しました。なお、この国会決定とは別に、同じ時期に防衛医科大学校も独立行政法人化されます。

参考：簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法第47号）

第33条 国立高度専門医療センター特別会計は、平成22年度において廃止するものとする。

2 国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは、国立高度専門医療センター特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理その他これらの機関の事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じた上で、独立行政法人に移行させるものとする。

これを受けて、10月4日の参議院本会議で以下のやりとりがありました。

質問者「独立行政法人化すると、それぞれのセンターは、国の政策医療の推進と独立採算制の二つが同時に求められることとなります。しかし、この二つは本来両立できないものです。臨床研究、情報収集と発信、そして専門家の養成などの政策医療の分野に、費用は自分たちで稼げとの採算性を求めるのは不可能だからです。だからこそ、これまでは国が責任を持って支援してきたはずですが、独立行政法人化により、国は無関係、あとは勝手に運営せよということにならないよう、政策医療を国としてどのように支えていくのか、総理にお願いします。」

安倍総理「独立行政法人化に当たり、国として推進

することが必要な医療については、運営費交付金として適切に財政的措置を講ずるとともに、先駆的な臨床研究や教育研修の充実等には十分配慮するなど、国としての政策医療に対する責任を放棄することなく、効率的な経営との両立に努めてまいります。」

独立行政法人は、本来国が行うべきもののうち執行部分（⇔企画・立案部分）を担うものなので、非公務員型であっても引き続き「日の丸」を背負って仕事をする事となります。

②医療

ナショナルセンターの独法化決定のときと同じ国会で、医療制度改革関連法が成立しました。

これは医療法等改正法と健康保険法改正法の2つの法律からなっていますが、以下のアドレスに最新の資料が掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/index.html>

ここまでは普通にたどり着ける情報ですが、真に厚生労働省の狙いを知るには、その源流となった平成15年8月の「医療提供体制の改革のビジョン」も併せて是非ご覧ください。

一方、昨今のマスコミ報道では、医療事故などのトラブルが目につきます。中には、本来リスクを伴うものである医療を、100%安全であるという誤解に基づいてのコメントも少なくありません。

また、安倍総理の財政運営は、「増税なき再建」が基本方針のように見えます。恐らく今後は更に医療費を含めた社会保障費に切り込んでくる可能性が高く、平成20年の診療報酬改定は楽観できないものとなっています。なお、改定率と呼ばれる医療費総額の決着がつくのは、平成19年12月中旬の見込みです。

医師数については、成育医療領域の医師不足が社会問題となっていますが、医師の対人口比率の増加

から縮減方針となっていた医師養成が、8月31日には「新医師確保総合対策」として10県10人10年の医学部定員増について4大臣の合意がなされました。

③学会

皆さんはいくつの学会に入っていますか？そして会費を納入し続ける動機付けは何ですか？もう一つ伺いますが、学会はprofessionとしてのautonomyが働いていると思いますか？

平成14年の診療報酬改定の際に、一部、学会専門医の要件を規定しての点数設定が行われました。その後の改定でこれは後退しましたが、医療法では引き続き広告可能事項となっておりますので、専門医に関する厚生労働省のメッセージは十分に伝わってきます。

もう一つの動向では、今年度、ナショナルセンターで高度専門医療人の養成に関する検討が開始されました。

我々の専門性の証明をどのように考えるか、自己の研鑽をどの方法で行うか、大きな転換点を迎えよ

うとしていると思います。

このような状況にあって大事なことは、我々国立医療マンの学会がどのような付加価値を与えることが出来るのか、ナショナルセンター、ハンセン病療養所、国立病院機構それぞれで持ち寄ることではないでしょうか。本学会は単に数多ある医学医療系の学会の一つではなく、日の丸を背負ったprofessionが主体となっている唯一の学会なのです。

国立病院機構の独立行政法人移行の議論のときに、国立病院・療養所は歴史的役割を終えたと言う人が少なからずいました。でもこれらの人の中で、歴史的役割は何か説明できた人は誰もいませんでした。

我々にはすべきことがまだまだたくさんあります。立ち止まっている時間も、萎縮している余裕もありません。

我が国のために、国立医療学会はこれからもまだまだ必要ですので、ともにこれからも考え行動していきましょう。

〇〇〇〇〇「医療」特集号のご案内〇〇〇〇〇

最近の特集号のバックナンバーは以下のとおりです。

各1部850円で購入いただけます。ぜひ、ご購入のうえ医療現場でお役立て下さい。

「広域災害医療—中越地震を経験して—」	第59巻	第4号
「電子カルテの光と影」	第59巻	第5号
「筋萎縮性側索硬化症（ALS）の緩和医療を求めて」	第59巻	第7号
「進行性核上性麻痺（PSP）—その理解と支援—」	第59巻	第9号
「HIV感染症／AIDS」	第59巻	第12号
「神経疾患と転倒・転落」	第60巻	第1号
「政策医療（国）が目指すリハビリテーションの現状と将来」	第60巻	第3号
「頭頸部外科手術と喉頭機能外科の進歩」	第60巻	第4号
「喉頭摘出術」	第60巻	第6号
「正常圧水頭症 その1」	第60巻	第7号
「正常圧水頭症 その2」	第60巻	第8号
「今後の筋萎縮性側索硬化症医療のあり方を考える」	第60巻	第10号
「長寿医療の最前線」	第60巻	第12号

お問い合わせ先： 国立医療学会事務局 野口
TEL：03-5776-2525 FAX：03-5776-2526